

# 埼玉県立羽生第一高等学校 会計年度任用職員(部活動指導員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

## 1 職務内容

部活動指導員として、配置校の校長の指揮監督の下、部活動における次の業務を行う。業務を行うに当たっては、顧問の教諭等との連携を図るものとする。

- (1)陸上部の実技指導
- (2)安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- (3)学校外での活動(大会・コンクール・練習試合等)の引率
- (4)用具・施設の点検・管理
- (5)部活動の管理運営(会計管理等)
- (6)保護者等への連絡
- (7)年間・月間指導計画の作成

指導員が作成する場合は、学校教育の一環である部活動と教育課程との関連を図るためなど必要に応じ教諭等と連携して作成し、校長の承認を得ること。

- (8)生徒指導に係る対応

指導員は、部活動中、日常的な生徒指導に係る対応を行うこと。いじめや暴力行為等の事案が発生した場合等には、速やかに教諭等に連絡し、教諭等とともに学校として組織的に対応を行うこと。

- (9)事故が発生した場合の現場対応

指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行い、必ず教諭等へ報告すること。特に、重大な事故が発生した場合には、学校全体で協力して対応する必要があるため、直ちに教諭等に連絡すること。

## 2 応募資格

- (1)年齢は満20歳以上の者とする。性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
- (3)欠格事由  
以下ア～オのいずれかに該当する者は、会計年度任用職員となり、又は選考を受けることができません。  
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
イ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた者

- エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- オ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

### 3 求める人材

- (1)本校の教育目標等を理解している者。
- (2)本校の部活動に係る活動方針を遵守することができる者。
- (3)部活動が学校教育の一環として実施されていること、学校と地域との関係及びその他学校を取り巻く環境等、学校教育に関する十分な理解を有する者。
- (4)当該部活動に関する専門的な知識及び技能を有し、指導員として指導が可能と認められる者。
- (5)中学校もしくは高等学校の部活動又は地域のスポーツや文化活動等において指導した経験を有する者。

### 4 採用予定者数

1人

※ 最終合格者は県教育委員会が決定しますので、この公募が必ず採用を約束するものではありません。

### 5 勤務条件

- (1)任用期間  
令和5年4月1日から令和6年2月29日まで  
※ ただし、採用日から1か月(1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで)は条件付採用(試用期間)となります。
- (2)勤務日数・勤務時間等
  - ・勤務日数:週5日以内
  - ・1日の勤務時間:平日2時間程度、学校の休業日3時間程度とします。また、運動部においては月当たり40時間以内、文化部においては月当たり35時間以内とします。この他、大会等で勤務時間に変更になる場合があります。
  - ・県教育委員会が任用する非常勤講師である場合については、合わせた勤務時間を週20時間未満とします。

※ 勤務日については応相談。
- (3)休暇  
あり。その他は県の規定によります。
- (4)報酬  
日額:(2時間)2,240円~2,740円、(3時間)3,360円~4,120円  
この他、大会等で勤務時間を変更する場合は、その時間に応じて支払います。  
ただし、1日の勤務時間は7.75時間を上限とします。

※ 報酬は学歴・経験を考慮するとともに、令和5年度予算が決定後決定します。

(5) 諸手当

期末手当(年2回:6月・12月)

報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

※ 原則は、任期が6月以上で、基準日(6月1日、12月1日)に在職している場合、支給対象となります。

(6) 交通費

別途支給します。(県の規定によります。)

※ 通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(7) 社会保険

健康保険(共済短期給付等)、厚生年金保険、雇用保険、労災保険あり

※ 加入条件を満たす場合に限りです。

(8) 勤務地

埼玉県羽生市下岩瀬153番地

(9) その他

埼玉県教育委員会の会計年度任用職員としての身分を有します。会計年度任用職員は地方公務員法の規定が適用され、違反した場合には、懲戒処分、分限、失職等の対象になる可能性があります。

〔 サービスの根本基準、サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限(フルタイムに限る) 〕

※ 「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※ 令和5年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

## 6 応募について

(1) 応募は、令和5年2月10日(金曜日)【**必着**】までに下記担当宛てに、履歴書(市販(JIS規格)のものを使用し、顔写真(3か月以内に撮影したもの)を貼付する)を提出してください。

(2) 提出は、郵送又は持参となります。

(3) 封筒の表面には「会計年度任用職員(部活動指導員)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5) 選考結果通知用の封筒として、長3(120 mm×235 mm)封筒に84円切手を貼り、あらかじめ自分の住所・氏名を記入したものを、履歴書とともに提出してください。

(6) 持参される場合の受付時間は、平日午前9時00分から正午、午後1時30分から午後4時30分までです。

## 7 選考方法等について

### (1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

第一次審査の合格者には、令和5年2月13日までに連絡をします。

### (2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、校内の会場で令和5年2月中旬に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和5年2月中旬に連絡します。第二次審査合格者を県教育委員会に推薦します。

なお、応募書類の返却はしません。

### (3) 最終合格

令和5年3月上旬を目安に、第二次審査の応募者全員に連絡します。

## 8 応募書類の提出及び問い合わせ先

〒348-0045

埼玉県羽生市下岩瀬153番地

埼玉県立羽生第一高等学校

電話 048-561-6511 (担当 教頭)